

## 群馬県特用林産物生産活力アップ事業実施要領

平成29年4月14日林振第701-6号

平成31年4月15日林振第701-5号

令和2年4月1日林振第701-8号

令和3年5月17日林振第701-12号

### (趣 旨)

第1 この要領は、特用林産物生産活力アップ事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に基づく必要な事務手続きを定めるものとする。

### (事業計画等)

第2 環境森林事務所長又は森林事務所長(以下「所長」という。)は要綱第4に定める事業実施市町村の長(以下「市町村長」という。)から、要綱別記様式第1号別紙1及び別紙2の事業計画書を別に定める日までに徴するものとする。

2 所長は、事業計画書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、様式第1号の実施計画書にとりまとめ、事業計画書の写しを添えて、環境森林部長(以下「部長」という。)に提出しなければならない。

3 部長は提出された実施計画書に基づき、当該年度に実施する事業の補助金額を調整し、その結果を所長に通知するものとする。

### (補助金の内示)

第3 所長は、補助金額の通知を受けたときは、市町村長に対し様式第2号により、補助金の額を内示するものとする。

### (補助金の交付決定)

第4 所長は、要綱第5による補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、その結果適当と認めたときは、様式第3号により、指令書を交付するものとする。

### (事業の変更)

第5 所長は、要綱第6による変更承認申請書の提出があったときは、内容を審査し、変更が適当と認めたときは、様式第4号により指令書を交付するものとする。

2 所長は、前項の変更承認を行う場合には、あらかじめ様式第5号により、部長に協議するものとする。

### (事業の繰越)

第6 所長は、要綱第7の規定に基づき繰越承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、やむを得ないと認められたときは、別記様式第5-2号により部長に協議しなければならない。

2 所長は、前項の承認を受けたときは別記様式第5-3号により事業主体に通知しなければならない。

(補助金概算払請求及び交付)

- 第7 所長は、要綱第8による補助金の概算払請求書の提出があったときは、内容を審査し、当該請求が事業実行上必要であると認めたときは、補助金の額の確定前においても当該事業の実施状況を勘案して補助金を概算払により交付することがある。
- 2 補助金未交付分については、当該年度の全事業が完了した後、実績報告にもとづく補助金の額の確定を行い精算払により交付するものとする。

(事業の確認)

- 第8 所長は、要綱第9による実績報告の提出があった場合は、様式第6号により確認を行わせるものとする。

(補助金額の確定)

- 第9 所長は、確認の結果適正と認めたときは、様式第7号により補助金の額の確定を行うものとする。
- 2 所長は補助金の額の確定を行ったときは、すみやかに様式第8号の事業完了報告書を部長に提出しなければならない。

(達成状況報告)

- 第10 目標年度は、事業完了年度の翌年度から起算して3年目とし、事業主体は、実施要領第2の事業実施計画に基づく事業が完了した翌年度から目標年度までの全ての年度において、当該計画の達成状況を調査し、調査年度の翌年度の7月末までにその結果を様式第9号に様式第9-1号を添付して知事に報告しなければならない。
- なお、目標年度は、事業完了年度の翌年度から起算して3年目とする。
- 2 前号の報告で、事業実施計画に対し達成率が80%未満となった年度においては、その要因及び目標の達成に向けた取組を様式第9-2号に記載し、達成状況報告に添付するものとする。

(附 則)

- 1 この要領は、平成29年度の補助事業から適用する。なお、本要領の制定に伴い群馬県特用林産物生産活力アップ事業（施設整備等）実施要領及び群馬県特用林産物生産活力アップ事業（原木共同購入支援）実施要領は廃止する。

(附 則)

- 1 この要領は、平成31年度の補助事業から適用する。

(附 則)

- 1 この要領は、令和2年度の補助事業から適用する。

(附 則)

- 1 この要領は、令和3年度の補助事業から適用する。



様式第2号

令和 年 月 日  
第 号

様

環境森林事務所長又は森林事務所長

令和 年度 特用林産物生産活力アップ事業補助金の交付内示について

このことについて、下記のとおり内示しますから、特用林産物生産活力アップ事業補助金交付要綱第5に基づき、令和 年 月 日までに補助金交付申請書を提出してください。

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 事業費    | 円 |
| 2 補助対象経費 | 円 |
| 3 補助金内示額 | 円 |

事務担当  
電話  
メール

様式第3号（施設整備）

群馬県指令 第 号

申請者

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度特用林産物生産活力アップ事業補助金について、群馬県補助金等に関する規則第5条の規定により、下記のとおり交付する。

令和 年 月 日

環境森林事務所長又は森林事務所長 印

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年度特用林産物生産活力アップ事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 2 事業費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

事業費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
- 3 補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額と、補助金交付決定額とのいずれか低い額とする。
- 4 補助条件は、群馬県補助金等に関する規則及び特用林産物生産活力アップ事業補助金交付要綱に定めるもののほか次のとおりである。

補助事業により取得した財産については善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図る。

- 5 事業は、令和 年 月 日までに完了すること。
- 6 事業実績報告書の提出期限は、令和 年 月 日までとすること。

様式第3号（原木共同購入支援）

群馬県指令 第 号

申請者

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度特用林産物生産活力アップ事業補助金について、群馬県補助金等に関する規則第5条の規定により、下記のとおり交付する。

令和 年 月 日

環境森林事務所長又は森林事務所長 印

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年度特用林産物生産活力アップ事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 2 事業費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

事業費 円

補助対象経費 円

補助金の額 円

- 3 補助金の額の確定は、事業に要した県内産しいたけ原木本数に50円を乗じて得た額と補助金交付決定額とのいずれか低い額とする。
- 4 補助条件は、群馬県補助金等に関する規則及び特用林産物生産活力アップ事業補助金交付要綱に定めるもののほか次のとおりである。

補助事業により取得した財産については善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図る。

- 5 事業は、令和 年 月 日までに完了すること。

- 6 事業実績報告書の提出期限は、令和 年 月 日までとすること。

様式第4号

群馬県指令 第 号

申請者

令和 年 月 日付けで申請のあった、令和 年度特用林産物生産活力アップ事業の変更については、下記のとおり承認する。

令和 年 月 日

環境森林事務所長又は森林事務所長 印

記

1 変更の対象となる事業は、当該変更申請書に記載のとおりとし、その他については令和 年 月 日付け群馬県指令 第 号による交付決定の通知のとおりとする。

2 変更後における補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

種 別	変更前決定額	変更後決定額	備 考
補助対象経費			
補助金の額			

3 上記以外の変更

様式第5号

第 号  
令和 年 月 日

環境森林部長 様  
(林業振興課)

環境森林事務所長又は森林事務所長

令和 年度 特用林産物生産活力アップ事業補助金変更協議書

このことについて、別紙のとおり変更したいので、特用林産物生産活力アップ事業実施要領第5の2の規定に基づき協議します。

※要綱別記様式第1号の事業変更計画書の写しを添付すること

※要領別紙変更計画書を添付すること

事務担当 電話 メール
-------------------

様式第5－2号

第 号  
令和 年 月 日

環境森林部長 様  
(林業振興課)

環境森林事務所長又は森林事務所長

令和 年度 特用林産物生産活力アップ事業補助金繰越協議書

このことについて、下記の事業主体から別添のとおり繰越承認申請書の提出があり、内容を審査したところ、やむを得ないと認められることから、同補助金事務取扱要領第6の1により協議します。

記

- 1 事業主体名
- 2 事業内容

※要綱別記様式第1号の事業変更計画書の写しを添付すること

※要領別紙繰越計画書を添付すること

事務担当 電話 メール
-------------------

令和 年度 特用林産物生産活力アップ事業変更 (繰越) 計画書

環境森林部長 様  
(林業振興課)

環境森林事務所長又は森林事務所長

補助事業者	事業主体名	事業区分	事業の内容	事業費	補助対象経費	事業費内訳			変更の理由	所属長の意見
						県補助金	市町村費	事業主体負担金		
計										

- (注) 1 変更前を上段、変更後を下段で対比して記載すること。  
 2 補助事業者からの変更承認申請書の写しを添付すること。  
 3 変更のない補助事業者については、当初のとおり記載する。

様式第5－3号

第 号  
令和 年 月 日

事業実施市町村長 あて

(環境) 森林事務所長

繰越承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号により申請のあった令和 年度 特用林産物生産活力アップ事業補助金の繰越について、別紙のとおり承認されましたので通知します。

事務担当  
電話  
メール

様式第6号（施設整備）

特用林産物生産活力アップ事業補助金確認調書

令和 年 月 日

環境森林事務所長又は森林事務所長 様

確認者 職 氏名

令和 年度群馬県特用林産物生産活力アップ事業補助金について、次のとおり確認しました。

補助事業者名				
事業主体名（代表者）				
施行又は設置場所				
事業内容				
経費内訳	事業費	県補助金	市町村費	施行団体負担金
補助金交付申請	令和 年 月 日			円
補助金交付決定	令和 年 月 日			円
事業変更承認申請	令和 年 月 日			円
事業変更承認決定	令和 年 月 日			円
指摘事項				
確認結果				
確認年月日	令和 年 月 日			
確認立会者				

様式第6号（原木共同購入支援）

特用林産物生産活力アップ事業補助金確認調書

令和 年 月 日

環境森林事務所長又は森林事務所長 様

確認者 職 氏名

令和 年度群馬県特用林産物生産活力アップ事業補助金について、次のとおり確認しました。

補助事業者名				
施行団体名（代表者）				
事業内容	補助対象人数	人		
	補助対象本数	本		
経費内訳	事業費	県補助金	市町村費	施行団体負担金
補助金交付申請		令和 年 月 日		円
補助金交付決定		令和 年 月 日		円
事業変更承認申請		令和 年 月 日		円
事業変更承認決定		令和 年 月 日		円
指摘事項				
確認結果				
確認年月日	令和 年 月 日			
確認立会者				

様式第7号

群馬県指令 第 号

申請者

令和 年 月 日付け 第 号で提出のありました、令和 年度  
特用林産物生産活力アップ事業実績報告書に基づき、令和 年 月 日 付け  
第 号の交付決定にかかる補助金の額 円については、  
群馬県補助金等に関する規則第7条の規定により、 円に確定する。

令和 年 月 日

環境森林事務所長又は森林事務所長 印

令和 年度 特用林産物生産活力アップ事業完了報告書

令和 第 年 月 日

環境森林部長 様  
(林業振興課)

環境森林事務所長又は森林事務所長

補助事業者	事業主体 (代表者)	事業区 業分	事業の内容	事業費	補助対象 経費	事業費内訳			補助金交付 決定年月日	事業完了 年月日	補助金 確定年月日
						県補助金	市町村費	事業主体 負担金			

- (注) 1 補助事業者からの実績報告書の写しを添付すること。  
2 確認調書の写しを添付すること。

様式第9号

番 号  
年 月 日

群馬県知事 へ

所在地  
事業実施主体名

特用林産物生産活力アップ事業達成状況報告書

特用林産物生産活力アップ事業補助金実施要領第10の規定に基づき、事業計画の達成状況について報告します。

事務担当  
電話  
メール

様式第9-1号

1 事業評価

事業区分	業主体	利用者	事業内容	事業実施 年度	現状値	達成状況			備考
						1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	目標年度 (○年度)	

- (注) 1 「現状値」欄には、事業計画書に記載した数値を記入する。  
 2 「達成状況」欄には、上段に各年度の実績、下段に達成率（実績／各年度ごとの目標値）を記入する。

様式第9-2号

2 目標に対する実績の分析と評価及び今後の課題と解決策

事業区分	事業主体	利用者	事業内容	事業実施 年度及び 目標年度	目標に対する実績の 分析と評価	今後の課題とその解決策

- (注) 1 各年度における目標に対する実績の評価等を記入する。  
2 「事業実施年度及び目標年度」欄は、上段に事業実施年度、下段に目標年度を記入する。